

2017年度版

けんぽガイド

カルビー健康保険組合は、今年設立5年目を迎えます。設立以来、加入者の皆様の病気やけが、出産時の生活不安をできるだけ少なくするための必要な給付を行ってきました。

今後も昨年設立されたヘルスケア委員会とともに、皆様とご家族のライフとワークが一層充実するよう努めてまいります。

ホームページをご活用ください!!



カルビー健康保険組合は、昨年10月にホームページを開設しました。

給付の種類や申請方法を詳しく解説、申請書のダウンロードなどできます。

健保組合からの最新情報もこちらで確認できますので、ぜひご活用ください。

カルビー健保

検索

2017年度 保健事業のご案内

健康診断補助（総合健診・定期健診）

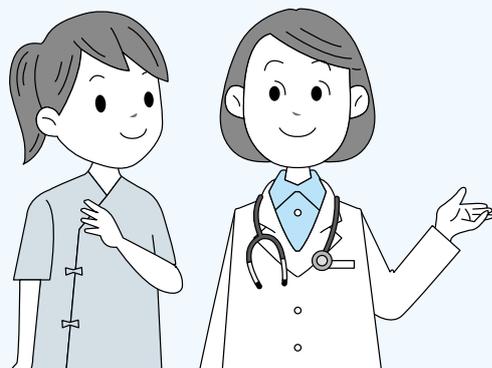
すでにご案内のとおり、昨年までの人間ドック+オプション検診からあらかじめ健診項目を決めた総合健診（カルビー版人間ドック）へ変更いたします。

総合健診には、がん検診として胃がん・肺がん検診、女性の乳がん・子宮頸がん検診、腫瘍マーカー（年齢・性別により異なります）が含まれます。

また35歳未満の方が受診される定期健診も法定項目より多くの検査を受けていただけるよう補助を行っています。

病気の早期発見・早期治療、またこれからの健康づくりのために、まずは健康診断を受診してください。

総合健診をはじめ、
健診内容が充実しています。



※健康診断は年度（4/1～翌年3/31）につき、個人負担なし（医療機関オプション項目は除く）で1回受診できます。被保険者（本人）の健康診断の実施時期等については、勤務先により異なりますので、会社からの案内に従ってください。被扶養者（家族）については、業務委託先の日本予防医学協会より郵送でご案内します。

健診項目一覽

健診項目		総合健診 (カルビー版) 人間ドック	生活習慣病 予防健診	定期 健康診断
		本人 (35歳以上) 被扶養配偶者 (35歳以上)	被扶養配偶者 (35歳未満) 被扶養者 (40歳以上~ 75歳未満)	
医師診察		●	●	●
身体計測	身長	●	●	●
	体重	●	●	●
	肥満度	●	●	●
	BMI	●	●	●
	腹囲	●	●	●
視力検査		●	●	●
血圧測定		●	●	●
尿検査	糖	●	●	●
	蛋白	●	●	●
	潜血	●	●	●
	尿沈渣	●		
	尿比重	●		
	尿 PH	●		
胸部直接 X 線		●	●	●
聴力		●	●	●
心電図検査		●	●	●
胃部直接 X 線		◆(どちらか)	▲(いずれか)	★
胃部内視鏡		◆(どちらか)	▲(いずれか)	★
ABC 検診			▲(いずれか)	* 1
便潜血検査		●	●	●
腹部エコー		●		
肺機能検査		●		
眼底検査		●		* 2
眼圧検査		●		* 2
血液検査	AST(GOT)	●	●	●
	ALT(GPT)	●	●	●
	γ-GT	●	●	●
	ALP	●	●	●
	総コレステロール	●	●	●

健診項目		総合健診 (カルビー版) 人間ドック	生活習慣病 予防健診	定期 健康診断
		本人 (35歳以上) 被扶養配偶者 (35歳以上)	被扶養配偶者 (35歳未満) 被扶養者 (40歳以上~ 75歳未満)	
血液検査 (腫瘍マーカー)	HDL コレステロール	●	●	●
	LDL コレステロール	●	●	●
	中性脂肪	●	●	●
	クレアチニン	●	●	●
	e-GFR	●	●	●
	空腹時血糖	●	●	●
	尿酸	●	●	●
	白血球数	●	●	●
	赤血球数	●	●	●
	血色素量	●	●	●
	ヘマトクリット	●	●	●
	血小板	●	●	●
	総蛋白	●	●	●
	アルブミン	●		
	総ビリルビン	●		
	アミラーゼ	●		
	尿素窒素	●		
	HbA1c	●	●	●
	CRP 定量	●		
MCV	●			
MCH	●			
MCHC	●			
婦人科検査	子宮頸がん	●	▲(20歳以上女性)	●
	乳房エコー	●	▲(20歳以上女性)	●
	マンモ	●	▲(35歳以上女性)	* 3
(腫瘍マーカー)	前立腺がん	* 4	* 4	* 4
	CEA(消化器系がん)	●		
	CA19-9(膵臓がん)	●		
	CA125(卵巣がん)	●		

●: 必須

◆: 必須 (選択)

▲: 本人の希望により実施

★ やむを得ず 35 歳以上の者が定期健診を受ける場合、パス健診であってもどちらかを受診する (ただし、胃治療中等で医師が検査を不必要と判断した者は除く)

* 1 定期健診時胃部 X 線が受診できない者は、ABC 検診を必ず実施し、結果により医療機関で精検を受診する

* 2 やむを得ず 35 歳以上の者が定期健診を受ける場合、可能であれば受診が望ましい

* 3 35 歳以上の者はなるべく受診することが望ましい

* 4 前立腺がん腫瘍マーカーは 50 歳以上の者に受診を推奨する

健康診断メニュー

加入者区分	性別	年齢	健診メニュー	実施場所	付加がん検診項目
被保険者(本人)	男性	35歳以上	総合健診 (カルビー版人間ドック)	各医療機関	腫瘍マーカー(PSA(前立腺がん)50歳以上、CEA(消化器系がん)、CA19-9(膵臓がん))
			定期健康診断 (やむを得ない場合)	会社または各医療機関	胃部レントゲンまたは胃内視鏡、腫瘍マーカー(PSA(前立腺がん)50歳以上)
		35歳未満	定期健康診断	会社または各医療機関	ABC検診(血液による胃がんリスク検査)
	女性	35歳以上	総合健診 (カルビー版人間ドック)	各医療機関	乳がん、子宮頸がん、腫瘍マーカー(CEA(消化器系がん)、CA19-9(膵臓がん)、CA125(卵巣がん))
			定期健康診断 (やむを得ない場合)	会社または各医療機関	胃部レントゲンまたは胃内視鏡、乳がん、子宮頸がん
		35歳未満	定期健康診断	会社または各医療機関	ABC検診(血液による胃がんリスク検査)、乳がん、子宮頸がん
被扶養配偶者(夫・妻)	男性	35歳以上	総合健診 (カルビー版人間ドック)	各医療機関	腫瘍マーカー(PSA(前立腺がん)50歳以上、CEA(消化器系がん)、CA19-9(膵臓がん))
		35歳未満	生活習慣病予防健診	各医療機関	ABC検診(血液による胃がんリスク検査)
	女性	35歳以上	総合健診 (カルビー版人間ドック)	各医療機関	乳がん、子宮頸がん、腫瘍マーカー(CEA(消化器系がん)、CA19-9(膵臓がん)、CA125(卵巣がん))
		35歳未満	生活習慣病予防健診	各医療機関	ABC検診(血液による胃がんリスク検査)、乳がん、子宮頸がん
被扶養者	男性	40歳以上～74歳	生活習慣病予防健診	各医療機関	胃がん検診(胃部レントゲンまたは胃内視鏡またはABC検診)(任意)、腫瘍マーカー(PSA(前立腺がん)50歳以上)(任意)
	女性	40歳以上～74歳	生活習慣病予防健診	各医療機関	胃がん検診(胃部レントゲンまたは胃内視鏡またはABC検診)(任意)、乳がん(任意)、子宮頸がん(任意)

※受診時点で当組合に加入資格がない方は、受診できません。

健診は、健保組合のホームページからでも予約できます。 <http://www.calbeekenpo.or.jp/index.html>

申し込み方法

希望する医療機関を日本予防医学協会にWEBまたはハガキで申し込み後、受診者本人が直接医療機関に電話し、日程等を決定してください。

※「健康診断のご案内」裏面に記載の「お申込み方法」をよくご確認ください。

★原則として、指定医療機関リストに記載されている医療機関での受診をお願い致します。

やむを得ず、指定医療機関リスト以外で受けられる場合は、総合健診は税込54,000円まで、生活習慣病予防健診(被扶養者のみ)は税込32,400円まで健保が補助致します。これを超える場合は個人負担となりますので、予めご了承ください。

※指定外医療機関で受診された場合は、健診結果をすべて健保にご提出くださいますようお願い致します。

◆ インフルエンザ予防接種の実施

今年度もカルビー健康保険組合加入者全員を対象として、インフルエンザ予防接種を実施します。接種方法は昨年と同様、接種時期前（10月ごろを予定）に案内書と利用券が送付されますので、指定医療機関から選んで受けてください。職場内の感染拡大防止のため、接種をお勧めします。

■ インフルエンザ予防接種

対象者	年齢	受診方法	申し込み方法
被保険者 (本人)	全年齢	【接種方法】 1. 会社での集団接種 2. 会社指定の医療機関での接種 3. 任意の医療機関での接種（注）	希望者は、各会社の案内に従ってください。
被扶養者 (家族)	全年齢	委託業者からの案内に従って、 指定医療機関から選んで接種してください。	対象の方には、委託業者より、案内状と利用券を郵送します。

※予防接種の後、まれに副反応が起きることがあります。接種にあたっては、自己責任で判断をお願いします。

注) やむを得ず、指定医療機関外で接種した場合は、健保組合補助は、本人・被扶養者とも上限 4,500 円（税込み）です。お子様で2回接種が必要な場合でも、2回で上限 4,500 円（税込み）の補助となります。

◆ 禁煙支援事業の実施継続

今年度も「禁煙外来」・「禁煙補助剤」などを利用した禁煙支援事業を企画・実施してまいります。

◆ 不妊治療費補助制度の継続

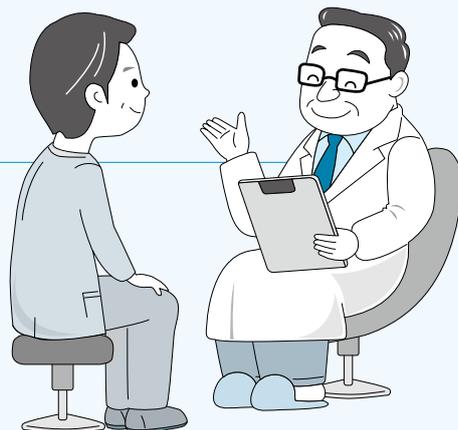
今年度も継続して補助制度を実施してまいります。詳細はホームページをご覧ください。

◆ 健康増進活動推進

メンタルヘルス・生活習慣病対策として、心身ともに皆様の健康維持増進が図れるための活動を実施してまいります。（ストレス対策セルフケア研修、特定保健指導・教育など）

◆ 病気の早期発見・ 早期治療への啓発活動

がん検診受診の啓発や保健指導、健診後の受診勧奨通知の送付を通じて、生活習慣病や悪性新生物などの、早期発見、早期治療をめざして活動を実施してまいります。



健保組合 よくある質問

健康保険 とは？

健康保険は、病気やけがといった不測の事態に備えて、被保険者と事業主とで日頃から収入に応じた保険料を出し合い、病気・けが・出産などのときに必要な医療や給付が受けられる公的な医療保険制度です。

誰でも 入れるの？

●被保険者（本人）

カルビーグループで働く皆様が被保険者（もしくは本人）といい、短時間・非常勤労働など、一定の条件を満たさない場合を除き、カルビー健康保険組合に加入することになっています。

●被扶養者（家族）

被保険者に扶養されている家族が加入する場合、一定の条件を満たしていることが必要で、カルビー健康保険組合の審査や認定を受ける手続きが必要です。

被扶養者認定の条件 【主にこれらの条件を満たしている方について、健康保険組合が総合的に判断します】

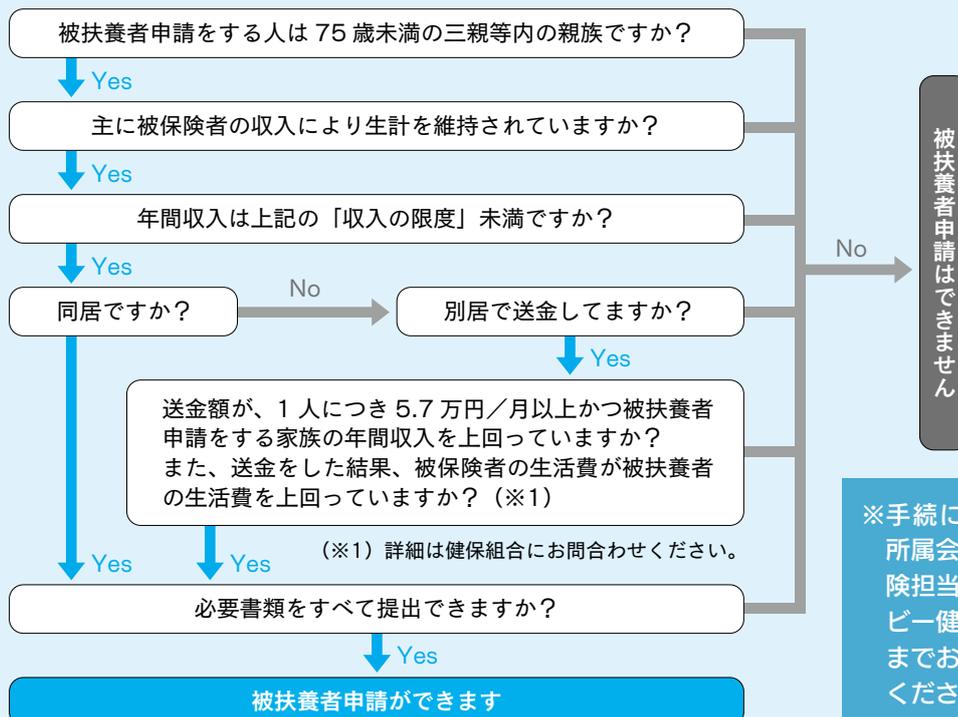
●三親等以内の親族で、同居・別居により異なります

同居でも別居でもよい人：①配偶者 ②子、孫 ③兄弟姉妹 ④父母などの直系尊属
同居が条件の人：①上記以外の三親等内の親族（配偶者の父母や子など）

●収入の限度があります

同居の場合：対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること
別居の場合：対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの援助額より少ないこと

被扶養者 資格点検 フロー



※手続については、所属会社の社会保険担当またはカルビー健康保険組合までお問い合わせください。

保険証 について

カルビー健康保険組合に加入している証明として保険証が交付されます。

保険証を提示することで、医師（保険指定医）にかかるときの、医療費の負担が軽くなります。保険証は大切なもので、貸し借りなどは厳禁です。取り扱いには十分注意して、大切に保管してください。

保険証は大切に！



被扶養者でなくなったときは、速やかに届出を（就職、収入増等）

お子様が就職先から新しい保険証を交付されたにも関わらず、被扶養者の削除手続きを失念してしまった、という方が多く見受けられます。被扶養者の異動がありましたら、速やかに各会社へ『被扶養者異動届』の提出をお願いいたします。

退職（資格喪失）したとき

退職等によりカルビー健康保険組合の資格がなくなったときは、当組合の保険証は使用できません！ 保険証は、速やかに会社までご返却ください。

※被扶養者がいる場合は、被扶養者の保険証も合わせてご返却ください。

また、高齢受給者証、限度額適用認定証等をお持ちの場合は、保険証と一緒にご返却ください。

※退職日の翌日以降に保険証を使用された場合は、カルビー健康保険組合が負担した医療費を返還していただきます。

被扶養者資格確認調査（検認）を行います

健康保険組合では、保険料負担のない被扶養者の方にも、被保険者の方と同様に健康保険の給付を行っています。そのため、現在被扶養者として認定されている方が引き続き資格があるかどうかを定期的に文書等で確認する作業（検認）が必要です。

健康保険組合の財政の健全化のためにもご協力をお願いいたします。当組合では、昨年に引き続き今年度も実施を予定しています。実施時には、収入を確認できる書類（給与明細のコピー等）の提出をお願いいたしますので、大切に保管をお願いいたします。



2017年度も前年度と同じ
保険料率にとどめました。

保険料 について

カルビー健康保険組合の収入は、皆様と事業主（会社）で折半負担する保険料が大部分を占めます。保険料は月々、皆様の給与から天引きされています。

■ 保険料負担割合

	一般保険料	介護保険料
被保険者負担率	49.75/1000	7.6/1000
事業主負担率	49.75/1000	7.6/1000
合計	99.5/1000	15.2/1000

保険給付 について

カルビー健康保険組合では、病気やけがをしたときに保険給付を行っています。
医療機関にかかるとき、窓口で保険証を提示すると、あらかじめ健康保険組合から給付される分の医療費が差し引かれ、患者負担分の医療費だけを支払うことになります。

保険給付の種類によっては、ご本人の申請手続きが必要なものもありますので、忘れずに手続をするようにしてください。

■ おもな保険給付

は申請が必要



保険給付を受けられる権利は2年間で時効となりますので、
申請が必要な場合はご注意ください

	給付種別	こんなとき	給付概要	手続き	対象者
病 気 や ケ ガ の と き	療養の給付	保険証を提示して治療を受けたとき	<窓口負担割合> 小学校就学前：2割負担 小学校就学後から69歳まで：3割負担 70歳から74歳まで：2割、または3割*負担 (現役並み所得者以外で誕生日が1944年4月1日以前生まれの方は1割負担) *高齢受給者証に記載	不要	本人・家族
	療養費	立替払いをしたとき (治療用装具等)		要	本人・家族
	高額療養費 <70歳以上は下表参照> 合算高額療養費 多数該当高額療養費 限度額適用認定証が便利 (※1)	高額な医療費を支払ったとき	自己負担限度額(1ヵ月)を超えた額 ●標準報酬月額所得区分 83万円以上：252,600円+(医療費-842,000円)×1% 53～79万円：167,400円+(医療費-558,000円)×1% 28～50万円：80,100円+(医療費-267,000円)×1% 26万円以下：57,600円 合算) 同一月内に、同一世帯で、医療費の負担額が21,000円以上のものが複数あり、合算した金額が自己負担限度額を超えた額 多数) 過去12カ月のうち3ヵ月以上高額療養費に該当した場合、4ヵ月目から自己負担限度額が減額	不要(※2) (受診月の3ヵ月後に振込み)	本人・家族
	傷病手当金	療養のために会社を休んだとき	1日につき〔直近12カ月間の標準報酬月額平均額の1/30〕の3分の2	要	本人のみ
出 産	出産手当金	出産したとき	1日につき〔直近12カ月間の標準報酬月額平均額の1/30〕の3分の2	要	本人のみ
	出産育児一時金	出産したとき	1児につき420,000円 産科医療補償制度加算対象外出産の場合404,000円 当組合独自の付加給付【1児につき80,000円】	要	本人・家族
死 亡	埋葬料(費)	死亡したとき	5万円	要	本人・家族

(※1) 限度額適用認定証について…… 医療費の支払いが高額になる見込みの場合には、「限度額適用認定証申請書」を事前にカルビー健康保険組合まで申請してください。限度額適用認定証を医療機関窓口へ提示することで、高額療養費が支給されたものとして、窓口での負担金額が軽減されます。

(※2) 健保組合に口座登録がない方は、新たに登録が必要です。

■ 70歳～74歳の方の高額療養費(下表の自己負担限度額を超えた額)

▼受診年月 2017年7月まで

所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〔多数該当 44,400円〕
一 般	12,000円	44,400円

▼受診年月 2017年8月から

所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〔多数該当 44,400円〕
一 般	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 〔多数該当 44,400円〕

2017年の健康保険法改正のポイント

パートタイマーなどの適用対象

2016年10月より、1週の所定労働時間および1カ月の労働日数が常時雇用者の3/4以上ある場合はその事業所の被保険者となります。

また、3/4未満でも従業員数501人以上の会社で働く短時間労働者で「1週の所定労働時間20時間以上」「勤務期間1年以上」「月額賃金8.8万円以上」「学生ではない」を満たす場合は、その事業所の被保険者となります。なお、2017年4月1日より、労使合意した従業員数500人以下の会社に勤める人も対象となりました。

マイナンバーの利用

2017年1月から、社会保障（健康保険、厚生年金保険関係）の届出等でマイナンバーの使用が開始され、健康保険組合へ提出する保険料の徴収、被保険者の認定などの申請書類にマイナンバーの記入が必要となりました。（給付関係の申請書類はマイナンバーまたは被保険者記号・番号のいずれか）

なお、健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」（番号法で定める行政事務を処理する国の行政機関・独立行政法人等）として、その事務の範囲内でマイナンバーを利用いたします。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

2017年1月1日から2021年12月31日までの間に、本人または生計を一にする配偶者、その他の親族のスイッチOTC医薬品（処方箋が必要な薬から、処方箋のいらない市販薬として買えるようになった薬）購入費の合計額が12,000円を超えた場合、特例として医療費控除の対象となります（最大88,000円）。

控除の対象となるには、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診、等を受けていることが条件です。

なお、この特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることはできません。

個人情報（健康診断結果データ）の共同利用について

カルビー健康保険組合とカルビーグループ各事業所は、健康診断等の事業を共同して行っております。被保険者（健康保険加入者）に対して、健診結果に基づく事後指導等を行うことを目的として、個人情報（健康診断結果データ）を共同で利用します。

●共同で利用する個人情報の項目

氏名、生年月日、性別、事業所名、所属、社員番号、健診実施機関名、所見、健診結果

●個人情報の管理について 責任を有する者

カルビー健康保険組合常務理事、カルビーグループ各事業所個人情報管理責任者

●利用停止の手続き、お問い合わせ

共同利用の停止を希望される場合およびお問い合わせについては下記健保組合にご連絡ください。

お問い合わせ先

カルビー健康保険組合

〒321-3231 栃木県宇都宮市清原工業団地 23-7

TEL / 028-670-8119 FAX / 028-670-8129

受付時間 / 平日 8:30 ~ 17:00

メールアドレス calbee-kenpo@calbee.co.jp